厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

第２回　国民年金第３号被保険者制度等に関する検討会 2026年11月25日	資料１

第３号被保険者制度に関するこれまでの議論と取組

この資料では、説明を簡略化するため、主に男性が働いていて女性が被扶養者であるというケースを想定した表現で説明しているが、制度自体は男女で取扱いが異なるわけでなく、男性も第３号被保険者となりうる。

厚生労働省年金局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1．平成16年改正時の議論

2．平成24年改正時の議論

3．平成28年改正時の議論

4．令和２年改正時の議論

5．令和７年改正時の議論

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書」（抄）
平成13年12月

案	第３号被保険者に係る保険料負担の考え方
現行	**【第３号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担―夫―定率負担】** 通常は所得のない第３号被保険者に独自の保険料負担を求めることとせず、第３号被保険者に係る拠出金負担は、夫の加入する被用者年金制度全体で定率負担するもの。
第Ⅰ案	**【第３号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担―妻―定率負担】** 潜在的な持分権の具体化による賃金分割を行った上で、妻自身にも分割された賃金に対して定率の保険料負担を求めるという仕組み。個人で負担し個人で給付を受けるという考え方を、応能負担の仕組みを維持しながら貫くことができ、片働き、共働きを通じて、夫と妻それぞれに給付と負担の連動が明確となる。また、報酬比例部分も含め、離婚した場合の年金給付のあり方が明確となる。
第Ⅱ案	**【第３号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担―妻―定額負担】** 第２号被保険者の定率保険料は第３号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、それとは別に、第３号被保険者たる妻自身に、第１号被保険者と同額の保険料負担を求めるという仕組み。第３号被保険者も含めて個々人全員が受益に着目した負担という考え方から保険料負担を行うことにより、第３号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。
第Ⅲ案	**【第３号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担―夫―定額負担】** 第２号被保険者の定率保険料は第３号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第３号被保険者のいる世帯の夫には、それに第１号被保険者の保険料と同額を加算した保険料負担を求めるという仕組み。所得のある者から保険料負担を求めるという考え方を貫きつつ、受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第３号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。
第Ⅳ案	**【第３号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担―夫―定率負担】** まず第２号被保険者の定率保険料を第３号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第３号被保険者のいる世帯の夫には、それに第３号被保険者に係る拠出金負担に要する費用を第３号被保険者のいる世帯の夫の賃金総額で割った率を加算した保険料負担を求めるという仕組み。被用者の保険料負担に係る応能負担の考え方を貫きつつ、第３号被保険者について世帯単位での受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第３号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。
第Ⅴ案	**【第３号被保険者に係る保険料負担をより徹底した形で負担能力に応じて負担―夫―定率負担】** 夫の賃金が高くなると専業主婦世帯の割合が高まることに着目し、高賃金者について、標準報酬上限を引き上げて、保険料の追加負担を求めるという仕組み。片働き世帯が相対的に高賃金であることに着目して、高賃金者の保険料負担を引き上げることにより、実質的に第３号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。

また、これらの案とは別の切り口で整理した考え方として、第３号被保険者としての扱いを受ける者を、育児や介護の期間中の被扶養配偶者に限定するという案（第Ⅵ案）も提案された。この場合は、このような期間にある者以外の被扶養配偶者については、第Ⅰ案～第Ⅴ案のいずれかと組み合わせることとなる。

第Ⅵ案	第３号被保険者を、育児・介護期間中の被扶養配偶者に限るという仕組み（その余の期間については、他案のいずれかの方法で保険料負担を求める。）。第３号被保険者としてのメリットを受けられる期間を育児等の活動を行っている期間に限定することにより、第３号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。

「年金改革の骨格に関する方向性と論点」（平成14年12月）（抄）

○ これら６つの見直し案の考え方等を踏まえ、第３号被保険者制度の見直しに向け、以下の４つの案に整理した。今後、これらをもとに、さらに議論を深め、適切な結論を得ることとする。

《夫婦間の年金権分割案（方法Ⅰ）》

○ 上記第Ⅰ案は、様々な生活実態に応じて必要な保障を行う公的年金の機能を確保しつつ、個人の単位での給付と負担の関係を完結するため、賃金分割という仕組みを取り入れる考え方である。

○ しかしながら、潜在的な持分権の具体化による賃金分割という仕組みは、現在、我が国の税制、労働法制等の社会制度に組み込まれていない。こうした中で、現段階で年金制度が先行して採用することには、慎重な判断が求められる。また、雇用関係のない第３号被保険者について、事業主負担を求めることや、事業主を経由した保険料の特別徴収（いわゆる天引き徴収）は困難と考えられる。さらに、医療保険について同様に見直すのかという問題もある。

○ このような論点を踏まえつつ、第Ⅰ案の考え方を生かすとすれば、保険料負担については、従来どおり、第２号被保険者が勤務する事業所を通じて、その報酬額に応じた保険料を納付することとする一方、年金給付算定上、世帯賃金が分割されたものとして評価するという仕組みも考えられる。いわば、夫婦の間での年金権の分割を行うことにより、同一世帯内において、個人がそれぞれ負担を行い、給付を受けると擬制する考え方である。

《負担調整案（方法Ⅱ）》

○ 上記第Ⅱ案、第Ⅲ案及び第Ⅳ案は、第３号被保険者に関して、基礎年金という受益に着目した何らかの保険料負担を求める考え方である。

○ 第Ⅱ案及び第Ⅲ案のように、基礎年金について受益に応じた負担を求めるという考え方を徹底させるとすれば、第３号被保険者だけではなく、第２号被保険者についても、基礎年金に関して国民年金保険料と同等の定額負担を求めることとなる。しかしながら、そうした場合、現在やむを得ず第１号被保険者に対して採られている定額保険料の仕組みを一般化し、定額保険料の負担上昇に伴う問題を一層拡大することとなる。

○ この考え方を修正しつつ生かすとすれば、基礎年金に関する負担のすべてを受益に応じた負担とするのではなく、被用者グループにおいて、応能負担（定率保険料）と応益負担（定額保険料）を組み合わせる（＝負担の一部を受益に応じた負担とする）ことが考えられる。（方法Ⅱ－１）

○ また、第Ⅳ案のように、第３号被保険者に関する保険料負担を、被用者グループ全体ではなく、第３号被保険者を抱える第２号被保険者の間で定率負担により求めるという考え方もある。（方法Ⅱ－２）

《給付調整案（方法Ⅲ）》

○ 女性と年金検討会では十分に検討されていないが、第３号被保険者に関して、保険料負担を求めないが、基礎年金給付を減額するという方法も考えられる。

○ この場合、第３号被保険者に関する基礎年金給付の在り方としては、例えば、次のような仕組みが考えられる。

① 国民年金の免除者と同様の取扱いとし、給付は国庫負担部分に限る。この場合、国民年金の免除者と同様の扱いをすることについて合意が可能か等の問題がある。（方法Ⅲ－１）

② 現行制度では、被用者年金の被保険者全体の保険料拠出により、第３号被保険者に関する保険料負担全額を賄っているが、これを保険料負担の一部分に限ることにより、給付についても一部とする。（例えば、国民年金の半額免除者と同様の扱いとする。）（方法Ⅲ－２）

《第３号被保険者縮小案（方法Ⅳ）》

○ 現実に約１，０００万人の第３号被保険者が存在していること等を踏まえ、当面、現行の第３号被保険者制度を維持しつつ、短時間労働者等に対する厚生年金の適用及びそれに伴う被扶養配偶者認定基準の見直しにより、その対象者を縮小していくという仕組みが考えられる。

○ この場合、片働き世帯が共働き世帯よりも相対的に高賃金であることに着目して、標準報酬上限を引き上げて保険料の追加負担を求める一方、現行の標準報酬の上限を超える部分は給付に反映されない仕組みとし（女性と年金検討会の上記第Ⅴ案）、実質的に第３号被保険者に関する保険料負担についての不公平感を縮減することも考えられる。

《育児期間等に関する取扱い》

○ なお、第３号被保険者を育児・介護期間中の被扶養配偶者に限るという考え方（女性と年金検討会の上記第Ⅵ案）については、前述の年金制度における次世代育成支援策の在り方と併せて検討する。

「年金制度改正に関する意見」（平成15年９月　社会保障審議会年金部会）

III. 次期制度改正における個別論点についての考え方

（３）第３号被保険者制度

○ 本部会の議論では、…（中略）…少なくとも就業形態の多様化等の状況を踏まえ、基本的には短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第３号被保険者を縮小していく方向性については一致した。
ただし、現実の第３号被保険者の短時間労働者としての就労状況からみて、現時点での縮小効果は小さいとの意見があった。

＜年金分割案＞

・　さらに、…（中略）… 現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながらも、できるだけ個人単位での給付と負担の関係に向けて整理していくという考え方から、「年金分割案」（第２号被保険者が納付した保険料について、給付算定上夫婦が共同して負担したものとみなすこととして、納付記録を分割しておき、この記録に基づき夫婦それぞれに基礎年金と厚生年金の給付を行うこととするもの）も、女性の貢献が目に見える形になり、現段階における一つの現実的な案であるという意見があった。

・　この場合、第３号被保険者であった者が就労すれば、分割された納付記録に自らの実際の就労による納付記録が継続され、年金保障は充実していくこととなる。
　この第３号被保険者期間についての年金分割案は、男女が格差なく働ける社会が現実のものとなり、分割によらなくても、第２号被保険者として自らの就労により負担し給付を受けられることが一般的となるまでの過渡的なものとして位置付けられるべきであるという意見があった。

・　なお、年金分割案については、将来受給権として発生する年金権は一種の財産権であり、納付記録を分割される側への十分な情報提供と同意を得るための仕組みが必要との意見があった。
　一方で、分割を認めることとした場合でも、実際には負担することなく基礎年金が支給される点は変わりがない、離婚しない大多数の夫婦にとって、年金を分割する意味はあまりないとの意見があった。
　また、第３号被保険者に限定した年金分割だけでは理解が得にくいのではないか、共働き世帯等についても分割を検討していくべきではないかとの意見があった。一方で、婚姻継続中の分割については、その必要性や夫婦間の財産関係についての他の社会制度との整理について問題が多いとの意見があった。

＜負担調整案＞

・　また、…（中略）…より公平性に配慮した場合、基礎年金という受益に着目した一定の負担を求める「負担調整案」が考えられる。この場合、現実に第３号被保険者も保険料を負担して給付を得るものであり、共働き世帯や単身世帯との不公平感を是正する上で現実的という意見があった。
一方で負担調整案については、応能負担という厚生年金の原則を変更するのは不適当である、また、世帯の合計賃金が同じでも、片働き世帯にだけ特別な負担を求めると共働き世帯よりも保険料が高くなるので公平ではないという意見、事業主の負担や保険料徴収事務の問題があるとの意見があった。

＜給付調整案＞

・　同様に、…（中略）…より公平性に配慮した場合において、受益に応じた負担が現実に困難であれば、基礎年金の給付をある程度減額する「給付調整案」が考えられる。
　給付調整案については、第１号被保険者の負担との公平性からみて適切であるとの意見がある一方で、全国民共通のものとして高齢期の基礎的費用を賄う基礎年金の趣旨に反するという意見があった。

○　本部会においては、見直し案のそれぞれについて各委員から様々な観点から多様な意見が出される中、第３号被保険者制度の見直しについて、将来を展望し、ライフコースの多様化に対応できる方向で見直しに取り組むべきであるという意見が多かった。

○　その見直しに当たっては、男女を問わずライフコースの中で育児、介護その他の事由から被扶養配偶者となる時期は誰にも生じうるものであり、働いて第２号被保険者となっている者や第１号被保険者と、第３号被保険者期間にある者とを対立するものであるかのようにとらえることは適当ではない。生き方、働き方の個々人の多様な選択と移行に年金制度も円滑に対応していけることを基本に見直しを進めるべきである。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．平成16年改正時の議論

２．平成24年改正時の議論

３．平成28年改正時の議論

４．令和２年改正時の議論

５．令和７年改正時の議論

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「社会保障審議会年金部会におけるこれまでの議論の整理」（抄）
（平成23年12月16日　第８回社会保障審議会年金部会）

Ⅴ　継続的に検討すべき事項について
（7）第3号被保険者制度の見直し

＜委員の意見＞

○　以下のような意見があった。

・　第3号被保険者制度については、従来の社会経済システムが変化している中で、個人単位化を進めるべきことや、年金制度を働き方や人生の選択に影響を与えない方向としていくため、何らかの見直しが必要である。
・　過去に提案されてきた見直し案については、第3号被保険者がいる世帯の負担が増加するか給付が削減されるものであり、これまで合意が得られるものとなっていないが、個人単位でみて誰もが負担をする方向に見直すべきである。
・　新しい年金制度で提唱されている2分2乗という方向性を踏まえた夫婦共同負担案については、現行の離婚時の分割の基礎となる厚生年金保険法の条文にも沿っており、世帯単位の制度設計と大きな齟齬をきたさない形で個人単位化を進めることができるという意味で評価できる。
・　夫婦共同負担案を採用しても、世帯としての給付と負担の関係が変わらないことから、結局不公平感が残る。
・　遺族給付の在り方や年齢差のある夫婦の場合に、工夫は可能だとしても、制度が複雑になる。
・　まずは短時間労働者への適用拡大を進め、第3号被保険者を縮小すべきである。

＜今後の課題＞

○　第3号被保険者の見直しについては、短時間労働者への厚生年金の適用拡大、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を進めることが考えられる。

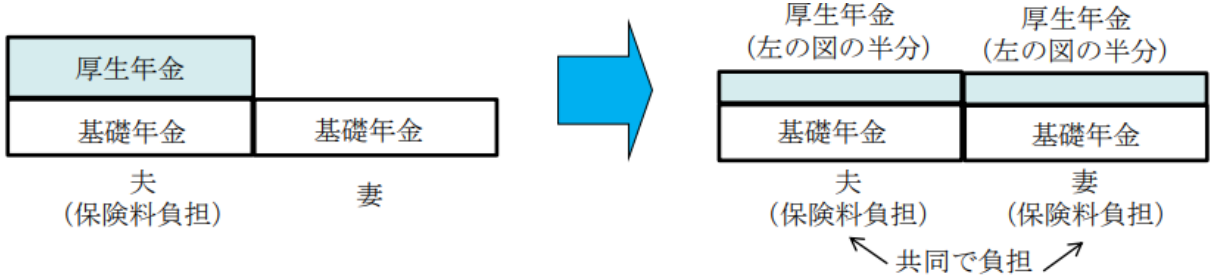
4. 夫婦共同負担を基本とする考え方について

○　夫婦共同負担を基本とする考え方、すなわち、第2号被保険者が収めた保険料の半分はその被扶養配偶者（第3号被保険者）が負担したものと取り扱って年金分割することについて、どう考えるか。

・　現行法においては、被扶養配偶者を有する第2号被保険者の保険料は、被扶養配偶者が共同して負担しているものと認識する旨の規定が設けられている。

・　一方、民主党の新しい年金制度案では、個人単位で年金を計算することとし、夫婦の納めた保険料を合算して二分したものをそれぞれの納付保険料とする二分二乗という考え方が提案されている。

・　こうした新しい年金制度の考え方及び現行法の規定を基にすれば、第3号被保険者も、その配偶者である第2号被保険者と共同で保険料を負担していると考えることができる。この仕組みを現行の年金制度に導入するとすれば、第3号被保険者は、保険料を負担せずに給付を受けるのではなく、いわばみなし第2号被保険者として保険料を負担して給付を受けると認識することになるので、この考え方に立てば、不公平感は一定程度解消することが出来るのではないか。



・　なお、共同で保険料を負担したことに対する年金給付は、厚生年金部分を夫婦で分割して受け取ることとなり、実際の効果は、年金分割の案に近い。

○ 第2号被保険者・3号被保険者夫婦にのみ適用することとするのか、それとも第1号被保険者夫婦や第2号被保険者夫婦の間でも適用するのか。

・　こうした制度については、保険料を夫婦で共同負担しているという現行法の規定があることや、第3号被保険者制度に関する不公平感を解決するための方法としての検討であることから、第2号被保険者と第3号被保険者について適用することが考えられるのではないか。

・　さらに、これに加えて、対象者を第2号被保険者と第3号被保険者の間に限定せず、第2号被保険者同士の夫婦や、第2号被保険者と第1号被保険者の夫婦の間でも、適用することは考えられるか。

・　その場合、事実婚を含めた婚姻関係の把握は可能か。また、例えば第2号被保険者同士の夫婦の場合には、保険料を共同で負担しているとは観念しにくいが、夫婦別産制であるにもかかわらず、年金給付の半分を強制的に配偶者のものとすることは、適当か。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．平成16年改正時の議論

２．平成24年改正時の議論

３．平成28年改正時の議論

４．令和２年改正時の議論

５．令和７年改正時の議論

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（抄）
（平成27年1月21日　社会保障審議会年金部会）

5 働き方に中立的な社会保障制度について
（第3号被保険者制度について）

○　第3号被保険者制度については、従前より、夫（妻）のみ就労の世帯、夫婦共働き世帯、単身世帯とも、一人当たりの賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも負担、給付とも同じになる構造となっていることが指摘され、この認識をベースに、平成16年改正において、第2号被保険者の負担した保険料は夫婦で共同負担したものと認識する規定が置かれ、第3号被保険者を対象として離婚時などに年金を分割できる制度が導入された。
　その一方で、夫（妻）の賃金水準を固定して同様の比較を行うと、同じ保険料拠出に対して、夫（妻）のみ就労の世帯のみが妻（夫）の基礎年金分だけ給付が多い結果となり、この制度設計が公平かどうかについては、本部会における議論においても、評価は分かれている。

○　しかしながら、趨勢として共働き世帯が増加していること、生産年齢人口が減少する中で持続的な経済発展に必要な労働力を確保する上で女性の就業促進が重要な課題であること、さらに、女性の活躍促進が労働力の確保だけでなく、これまで以上に多様な価値観を取り込む新たなサービス・製品の創出を促進し、社会全体に活力をもたらすことが期待されていることを踏まえると、第3号被保険者を将来的に縮小していく方向性については共有した。

○　一方で、第3号被保険者の実態をみると、短時間労働に従事している者、出産や育児のために離職した者、配偶者が高所得で自ら働く必要性が高くない者などが混在している状況にあることが確認できる。本部会においては、このことから、第3号被保険者制度については、この制度を単に専業主婦（夫）を優遇しているとのとらえ方ではなく、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要であることについても、認識を共有した。

○　このような状況を踏まえると、まずは、被用者保険の適用拡大を進め、被用者性が高い人については被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要である。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（抄）
（平成27年1月21日　社会保障審議会年金部会）

○　その際、出産や育児のために離職した者については、両立支援やワーク・ライフ・バランスの推進により継続就業できる環境を整えることで、これまでの産前産後休業や育児期間に対する配慮措置と合わせて、第3号被保険者としてではなく自らの保険料納付実績に基づく年金給付が保障されることとなる。
　本部会における議論においては、さらに、これらの政策努力と合わせて、諸外国で行われているような「配偶者」という立場ではなくライフサイクルにおける「個人」の置かれた状況に対応した措置、例えば出産・育児期間を保険料納付済期間とみなす配慮措置を導入するなど、働き方の変化にも対応した二段構えの措置を講じていくのが良いのではないか、との意見があった。

○　このように整理していくと、最後に純粋な無就業の専業主婦（夫）が第3号被保険者として残ることとなる。
　このような者に対しては、平成16年の年金制度改革で導入された夫婦年金分割の考え方をより推し進めるべきという意見、配偶者が平均所得を超える場合には保険料を負担してもらうことも考えられるとの意見、第3号被保険者については免除者と同じ取扱いとして国庫負担分相当の2分の1の給付のみを保障し、別途任意の保険料を拠出した期間に満額の給付を行うという意見などがあった。

○　なお、この問題に関する議論の中で、専業主婦の方に対して第3号被保険者にとどまる場合と第2号被保険者として被用者保険に適用される場合とで将来の年金給付に大きな差がつくことは、多くの識者から指摘されており、実際にこのようなことを説明すると被用者保険への適用に納得していただけることがあること、そもそも第3号被保険者の方は、自らの保険料は夫の給料から引かれていると思い込んでいる人も多いという指摘もあった。高齢単身女性の貧困問題が指摘される今日、当面の保険料負担がどうなるかを超えて、年金制度を正しく理解してもらうための普及・啓発を進めることも、女性の年金確保にとって重要である。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．平成16年改正時の議論

２．平成24年改正時の議論

３．平成28年改正時の議論

４．令和２年改正時の議論

５．令和７年改正時の議論

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会における議論のとりまとめ」（抄）
（令和元年９月20日　働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会）

Ⅲ．短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲のあり方
２．今後の検討の方向性
⑤　第3号被保険者制度

国民年金第3号被保険者制度は、第2号被保険者に扶養される配偶者自身を国民年金の被保険者とし、基礎年金を保障することで、女性の年金権を確立する上で大きな役割を果たしてきている。その一方、健康保険の被扶養配偶者・国民年金第3号被保険者は、自ら追加的な保険料を負担する必要がないため、被扶養者認定基準（現在は年収130万円未満）を意識した就業調整が行われることになり、短時間就労する女性の働き方に大きな影響を与えてきたとの指摘がある。

これまでの適用拡大に対する健康保険の被扶養配偶者・国民年金第3号被保険者の対応について見ると、適用を回避するために働く時間を短くする動きも一定程度見られたものの、適用を受容した上で、この機会に働く時間を延ばす動きも相応に確認されており、適用拡大が、被扶養配偶者・第3号被保険者として年収130万円未満の就労を選択していた者の能力発揮の機会を広げる上で一定の効果を上げたと考えられる。

懇談会での議論においても、被扶養配偶者・第3号被保険者自ら被用者保険に加入することにより、一層充実した保障を受けられるようになったほか、被用者による支え合いの仕組みに自ら参加することで、労働者としての意識向上にもつながったのではないか、また、こうした影響について普及、啓発していく必要があるのではないかとの意見があった。

一方で、被扶養配偶者・第3号被保険者は、子育てや介護といった事情がある者、配偶者の扶養の範囲内で就労を希望する者など多様な属性の者が存在するため、本人の事情と希望に応じて柔軟に対応できる仕組みを考えていく必要があるとの意見もあった。

こうした議論を通じて、健康保険の被扶養配偶者・国民年金第3号被保険者制度については、働き方やライフスタイルの選択を阻害しない制度とするため、まずは更なる適用拡大を通じて、ある程度働く短時間労働者については被用者保険に加入する形を目指しつつ、制度のあり方についての将来像を議論していく必要性が指摘された。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（抄）
（令和元年12月27日　社会保障審議会年金部会）

Ⅲ　今後の年金制度改革の方向性
1　被用者保険の適用拡大

○　第3号被保険者制度については、前回の「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（平成27年1月21日）において、第3号被保険者を将来的に縮小していく方向性を共有するとともに、第3号被保険者については単に専業主婦（夫）を優遇しているとの捉え方ではなく、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要であることについても認識を共有した。その上で、まずは、被用者保険の適用拡大を進め、被用者性が高い人については被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要であると整理されている。

今回の適用拡大はこの方向性に沿って一歩前進するものであり、引き続きこの方向性に沿った対応を進めていく必要がある。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．平成16年改正時の議論

２．平成24年改正時の議論

３．平成28年改正時の議論

４．令和２年改正時の議論

５．令和７年改正時の議論

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（令和６年12月25日）（抄）

Ⅱ 次期年金制度改革等

１ 被用者保険の適用拡大

（基本的な考え方）

○ 国民の価値観やライフスタイルが多様化し、短時間労働をはじめとした様々な雇用形態が広がる中で、特定の事業所において一定程度働く者については、事業主と被用者との関係性を基盤として働く人々が相互に支え合う仕組みである被用者保険に包摂し、老後の保障や万が一の場合に備えたセーフティネットを拡充する観点からも、被用者保険の適用拡大を進めることが重要である。

○ また、労働者の勤め先や働き方、企業の雇い方の選択において、被用者保険制度における取扱いの違いにより、その選択が歪められたり、不公平が生じたりすることのないよう、中立的な制度を構築していく観点も重要である。

○ こうした考え方に基づき、これまでの被用者保険の適用拡大の議論を進めてきた。加えて、賃上げが進む中で、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」を意識した就業調整をすることなく、働くことのできる環境づくりが重要である。その際、被用者保険が民間保険ではなく、要件を満たせば加入しなければならない公的保険であることの意義や、被用者保険への加入は、保険料が生じるものの、将来の年金給付の上乗せや傷病手当金・出産手当金の受給、被扶養配偶者向け特定健診など、労働者にとってメリットがあることを分かりやすく発信していくことが必要である。

（短時間労働者への適用拡大）

○ 短時間労働者への適用拡大は、2016（平成28）年10月から行われているが、中小の事業所への負担を考慮して、激変緩和の観点から段階的な拡大を進める目的で、2012（平成24）年の改正により対象事業所の企業規模要件が設けられた。開始当初は従業員数500人超規模の企業が対象とされ、令和２年年金改正法では、最終的に50人超規模の企業を対象とすることとされた。

○ こうした経緯も踏まえて、「当分の間」の経過措置として設けられた企業規模要件については、労働者の勤め先や働き方、企業の雇い方に中立的な制度を 構築する観点から、撤廃する方向で概ね意見が一致した。

○ また、月額賃金8.8万円以上とする賃金要件については、就業調整の基準（いわゆる「106万円の壁」）として意識されていることや最低賃金の引上げに伴い週所定労働時間20時間以上とする労働時間要件を満たせば賃金要件を満たす地域や事業所が増加していることを踏まえ、撤廃する方向で概ね意見が一致した。ただし、最低賃金の動向次第では週20時間の所定労働時間であっても賃金要件を満たさない場合があり得ることから、賃金要件の撤廃によって保険料負担が相対的に過大とならないよう、最低賃金の動向を踏まえつつ、撤廃の時期に配慮すべきである。この点に関しては、仮に廃止するのであれば、最低賃金の動向により、全国47都道府県で、8.8万円の賃金要件が実質的な意味を持たなくなる時期を踏まえて廃止すべきという意見があった。なお、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれ等から、たとえば障害により従事しようとする業務の遂行に直接著しい支障があるなど、最低賃金の減額の特例の対象となる者で、賃金が月額8.8万円未満の短時間労働者については、希望する場合に、事業主に申し出ることで任意に被用者保険に加入できる仕組みとする。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（令和６年12月25日）（抄）

○ 週所定労働時間20時間以上とする労働時間要件については、働き方に中立的な制度とする観点から雇用保険の適用拡大に伴い引き下げるべきとの意見や労働時間で就業調整する者の存在を懸念し要件の撤廃も含めた議論の継続を求める意見があった。一方で、保険料や事務負担の増加という課題は対象者が広がることでより大きな影響を与え、また、雇用保険とは異なり、国民健康保険・国民年金というセーフティネットが存在する国民皆保険・皆年金の下では、事業主と被用者との関係性を基盤として働く人々が相互に支え合う仕組みである被用者保険の「被用者」の範囲をどのように線引きするべきか議論を深めることが肝要であるという考え方もあることに留意しつつ、雇用保険の適用拡大の施行状況等も慎重に見極めながら検討を行う必要がある等の意見があった。こうしたことから、今回は見直さないこととする。

○ 学生除外要件については、就業年数の限られる学生を被用者保険の適用対象とする意義は大きくない、適用対象とする場合には実務が煩雑になる等の意見があったことから、今回は見直さないこととする。

（適用事業所の拡大）

○ 適用事業所の範囲は、1984（昭和59）年の健康保険法改正及び 1985（昭和60）年年金改正法により、法人については従業員規模にかかわらず、全ての事業所が強制適用となった。一方で、個人事業所では、1953（昭和28）年の健康保険法及び厚生年金保険法改正以来、適用業種に変化がなかったが、令和２年年金改正法により、弁護士や公認会計士など法律や会計に係る業務を取り扱う士業を適用業種に追加した。

○ 常時５人以上の従業員を使用する個人事業所における非適用業種については、労働者の勤め先等に中立的な制度を構築する観点等から、解消する方向で概ね意見が一致した。他方で、常時５人未満の従業員を使用する個人事業所については、本来的には適用すべきとの意見があった一方で、適用拡大により発生する事務負担・コスト増が経営に与える影響が大きいこと、対象事業所が非常に多く、その把握が難しいと想定されること、国民健康保険制度への影響が特に大きいこと等から、慎重な検討が必要との意見もあったため、今回は見直さないこととする。なお、将来的には常時５人未満の従業員を使用する個人事業所についても適用を拡大すべきとの意見があった。

（複数事業所の勤務者やフリーランス等）

○ 被用者保険においては、事業所単位で適用要件を満たすか判断するため、複数の事業所で勤務する者については、労働時間等を合算することなく、それぞれの事業所における勤務状況に応じて適用の有無を判断している。 複数の事業所で勤務する者の労働時間等を合算し、被用者保険を適用することについては、社会保障におけるＤＸの進展を視野に入れながら、実務における実行可能性等を見極めつつ、慎重に検討する必要があるとの意見があり、引き続き検討していく。

○ 複数の事業所で勤務する者の現行の適用事務について、事業所における事務負担の軽減の観点から見直しの方向性について検討したが、医療保険者における財政調整の仕組みや保険料の算定方法の見直しに伴う保険者等におけるシステム改修が必要となるなどの課題があり、関係者と丁寧に調整していくべきとの意見があったことを踏まえ、医療保険者や日本年金機構、事業者団体等と議論しつつ、複数の事業所で勤務する者の現行の適用事務の見直しを引き続き検討していく。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（令和６年12月25日）（抄）

○ 現行制度では、適用事業所に労務を提供し、その対価として給与や賃金を受ける使用関係がある者を「被用者」として被保険者としており、その使用関係は、形式的な契約内容によらず、実態に即して判断されることとなる。例えば、業務委託契約でありながら、実態としては被用者と同様の働き方をしている者については、被用者保険の適用を確実なものとしていくため、労働基準監督署において労働者であると判断した事案について、日本年金機構が情報提供を受け、その情報を基に適用要件に該当するか調査を行っており、労働者性が認められる被用者については、確実に被用者保険を適用すべきである。他方で、労働基準法上の労働者に該当しない働き方をしているフリーランス等への適用の在り方については、まずは労働法制における議論を注視する必要があること、被用者保険が事業主と被用者との関係性を基盤として働く人々が相互に支え合う仕組みであること等の意見を踏まえ、諸外国の動向等を注視しつつ、中長期的な課題として引き続き検討していく。

（事業所への配慮等）

○ 今後、適用拡大を進める場合、対象となる事業所においては、適用手続や日々の労務管理等、事務負担が増加するとともに、新たな保険料発生に伴い経営への影響があると懸念される。特に、適用拡大の対象となる労働者を多く雇う事業所や初めて被用者保険の適用事業所となる個人事業所等では影響が大きいと想定される。

○ こうした経営に与える影響を踏まえた経過措置や支援策による配慮、労務費等の事業主負担の価格への転嫁を求める意見も踏まえ、円滑な適用を進められる環境整備のため、準備期間の十分な確保、事業主や労働者への積極的な周知・広報、事務手続きや経営に関する支援に総合的に取り組むことが必要である。特に、施行時期については、個人事業所への適用拡大の影響が大きいと考えられることから、企業規模要件の撤廃を優先して施行すべきである。その際、現在50人超の企業規模要件を直ちに撤廃するのではなく、段階的に拡大すべきとの意見もあった。

○ なお、保険者が分立する医療保険制度においては、適用拡大に伴い、国民健康保険の被保険者から健康保険の被保険者となる者、健康保険の被扶養者から別の健康保険の被保険者となる者等、保険者間での移動が生じることとなり、保険者の財政や運営に影響を与えることとなる。さらなる適用拡大の検討に当たっては、被保険者等の構成の変化や財政等への影響を示した上で、保健事業の円滑な実施など保険者機能を確保する視点も含め、医療保険制度の在り方についても着実に議論を進める必要がある。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（令和６年12月25日）（抄）

２ いわゆる「年収の壁」と第3号被保険者制度

② 第3号被保険者制度

○　第3号被保険者制度は、昭和60年年金改正法により、夫名義の年金で夫婦2人が生活できるようになっていた給付設計を見直して、サラリーマン世帯の専業主婦を国民年金の強制適用対象とし、自分名義の年金権を確立したものである。これにより公的年金は、一人当たりの賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも負担、給付とも同じになる構造となっている。この認識に基づき、平成16年年金改正法では、被扶養配偶者を有する第2号被保険者の負担した保険料は夫婦で共同負担したものとする規定が設けられた。

（検討の背景）

○　第3号被保険者制度については、これまでの年金制度改正においても議論が行われてきたが、近年では、「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（平成27年１月21日）において「まずは、被用者保険の適用拡大を進め、被用者性が高い人については被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要である」との方向性が示されており、その後の「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（令和元年12月27日）においてもその方向性が踏襲されている。

○　こうした方向性も踏まえ、被用者保険の適用拡大が進められてきたところだが、第3号被保険者の大半を女性が占めている中で、より多くの女性が就労することによって新たに被用者保険の適用となるか、被扶養の範囲内にとどまるかを選択する必要が生じ、制度が働き方に影響を与えると意識されている機会が増えてきた。このことは、いわゆる専業主婦世帯を念頭に創設された第3号被保険者制度が、女性の就業率が上昇していること、専業主婦世帯が減少する一方で、共働き世帯は増加していることなど、働き方が多様化する今の状況にそぐわないものとなっている可能性があることから、働き方に中立的な制度となるよう、本部会では改めて第3号被保険者制度を検討事項として取り上げて議論を行っ た。

（第3号被保険者の現状）

○　2024（令和6）年７月末現在の第3号被保険者の総数は約670万人で、ピーク時（1995（平成7）年）の約1,220万人より減少しているが、35 歳以上の女性の約3割を第3号被保険者が占めている。2022（令和4）年現在では、第3号被保険者の約4割が就労しており、週の平均的な労働時間は、20時間以上30時間未満が約3割、20時間未満が約6割である。 また、2018（平成30）年の平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 政策科学総合研究事業「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査（H30−政策−指定−008）」によれば、第3号被保険者の約6割は18歳未満の子と同居して おり、そのうち30代については約9割にも上っている一方で、年齢が上がるにつれて同居する親の手助けが必要となる割合や健康上の問題で何らか日常生活への影響がある割合が高まる傾向にある。 このように、第3号被保険者の中には、短時間労働者として働く者がいる一 方で、過半を占める非就業の中には、出産・育児や介護・看護のため、あるいは、健康上の理由のためすぐには仕事に就けない者など、様々な属性の者が混在している状況にある。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（令和６年12月25日）（抄）

（制度に対する評価）

○　第3号被保険者制度に対する評価は様々であり、例えば、第3号被保険者制度は、共働きの一般化や家族形態の多様化によって時代にそぐわない制度と なっており、もはやその役割は終えつつあると考えられること、第3号被保険者制度自体に男女差はないものの実態として第3号被保険者の多くを女性が占めており、女性のキャリア形成を阻害し、男女間の賃金格差等を生む原因となっていること、社会保険制度内の不公平感の解消や社会の担い手の拡大を図る必要があること等から見直しが必要との意見もあった一方で、様々な人が混在する第3号被保険者に対する所得保障としての機能を有している、社会保険のあるべき姿である応能負担の原則に基づく制度である等、第3号被保険者制度の意義に着目した意見もあった。

　また、労働時間や収入を問わず労働者が被用者保険に加入できるようになった場合、第3号被保険者制度を維持したとしても、特定の収入や労働時間を境に手取り収入が減少することはなくなり、「壁」は解消されることから、働き控えの問題と第3号被保険者制度の是非は切り離して議論すべきとの意見もあった。

（今後の取組の方向性）

○　就労している第3号被保険者が第2号被保険者として厚生年金に加入する途を開くことが重要であるとの認識は本部会で共有されており、第3号被保険者制度に係る当面の取組の方向性としては、引き続き適用拡大を進めることにより、第3号被保険者制度の縮小を進めていくことが基本的な方向性となる。

○　その上で、その先に残る第3号被保険者の中には様々な属性の者が混在している状況にあり、第3号被保険者制度の将来的な見直しや在り方に言及する意見は多くあった一方で、次期改正における制度の在り方の見直しや将来的な見直しの方向性については、意見がまとまらなかった。

　具体的には、将来的な見直しの方向性について現時点で明示すべきとの意見、第3号被保険者について将来的には廃止すべきなどの意見があった一方で、第3号被保険者制度はセーフティネットに過ぎず、第3号被保険者であることが被用者保険との関係で有利になったり、生涯収入において得をする制度設計にはなっていない、第3号被保険者制度を廃止して第1号被保険者にすることは、「公的年金は、一人当たりの賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも負担、給付とも同じになる構造」という設計思想や、「被扶養配偶者を有する第2号被保険者の負担した保険料は夫婦で共同負担したものとする規定」を見直すことであり、社会保障として好ましくない応益負担の範囲を広げることになるといった意見があった。

○　また、将来的な見直しに向けたより具体的な議論を行うためには、第3号被保険者の実態に着目して、適用拡大を進めてもなお残る第3号被保険者を分析していく必要があるとの意見や、検討会を設けて詳細な議論を行う必要があるとの意見もあった。

○　本部会としては、第3号被保険者制度をめぐる論点についての国民的な議論の場が必要であるとの認識を共有した。政府に対して、適用拡大を進めることにより、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを着実に進めるとともに、第3号被保険者の実態も精緻に分析しながら、引き続き検討することを求める。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（令和６年12月25日）（抄）

○ なお、今後の議論を行うにあたっては、以下のような論点があると考えられ、これまで検討を積み重ねてきた成果として今後の議論に資することを期待する。

・所得保障の機能をどのように維持するか

第3号被保険者制度は第2号被保険者の配偶者という属性に着目した、包括的な所得保障機能を有するが、制度を見直すとした場合に、所得保障の機能をどのように損なわないようにすべきか。

・給付と負担をどのように設定するか

現行制度では、夫（妻）のみ就労の世帯、夫婦共働き世帯など世帯構成に関わらず、一人当たりの賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも一人当たりの負担、給付とも同じになる構造となっている制度設計を踏まえ、第3号被保険者制度を検討する場合には、年金給付と保険料負担をどのように設定するのか。

・特定の者への配慮をどのように考えるか

第3号被保険者の中には様々な属性の者が混在しており、制度の在り方を考える際には、一定の理由で就業できない、あるいは、希望する働き方を実現できない者などに配慮することが必要となるが、働き方に中立的な制度を構築するために、どのような措置が考えられるか。また、実務的に運用が可能な仕組みや基準が考えられるか。本部会では、第3号被保険者制度の見直しにあたって、病気や育児、介護などの理由で働けない人がいることを踏まえた支援が必要という意見があり、具体的には、例えば、育児支援の観点から、第3号被保険者を第1号被保険者とした上で末子の年齢を基準にして保険料を免除するなどの配慮が考えられるという意見があった。

・第1号被保険者とのバランスをどのようにとるのか

配慮措置を導入する場合など、同様の配慮を求める第1号被保険者とのバランスをどのようにとるのか。

・年金財政の構造をどのように考えるか

第3号被保険者から保険料を徴収する場合、第1号被保険者として整理し直して、国民年金勘定で保険料を徴収するのか、あるいは、第2号被保険者に付随するものとして厚生年金勘定で徴収するのか。

・第3号被保険者制度に付随する制度への影響

被扶養配偶者を有する第2号被保険者が負担した保険料は夫婦で共同負担したとの基本的認識を改める必要があるが、それに伴い、いわゆる「3号分割制度」の在り方も検討する必要が生じる。

本部会では、第3号被保険者制度を廃止するということは、従来の公的年金の設計思想が根本的に変わることになるため、一貫した整合性が確保できるよう、具体的な制度全体の設計を示す必要があるという意見があった。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（令和６年12月25日）（抄）

（広報の必要性）

○　被用者保険に加入するメリットと合わせて、第3号被保険者制度に係る周知・広報を行うことの重要性も指摘されており、第3号被保険者となることを進んで選択することは年金給付の面で差がつくことや、生涯賃金やキャリア形成等の面においても影響があることについて正確な情報を発信し、第3号被保険者は得だという意識を変えていくことが必要である。そのためには、2024（令和6）年財政検証で導入された年金額の分布推計で明らかになった、厚生年金の加入期間の延長による将来の女性の給付額の増加について周知・広報に取り組むとともに、個々人のベースで老後の生活設計をより具体的にイメージできるようにするための仕組みとして整備されている公的年金シミュレーターといったツールも活用しながら、年金制度を正しく理解してもらうための普及・啓発を進めることも、女性の年金確保にとって重要である。